

# 答 申 書

平成23年10月11日

安曇野市長 宮 澤 宗 弘 様

安曇野市情報公開・個人情報保護審査会

会長 宮 澤 正 士

## 第1 審査会の結論

1 安曇野市長が、異議申立人の情報公開請求に対して、平成23年2月17日付安曇野市情報部分公開決定通知書（22廃対Aア-16第5号）において、安曇野市情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するとして公開することができないとした部分のうち、以下の部分以外の部分は公開すべきである。

- (1) 「増田建設産業安曇野市環境調査(騒音、臭気等)結果、測定結果22年10月」の非公開部分のうち、8日備考欄の非公開部分
- (2) 平成22年10月8日の「調査票」につき非公開とした部分
- (3) 平成22年10月29日の「調査票」につき非公開とした部分

2 当審査会は、安曇野市長に対し、今後、情報公開制度の運用にあたり、安曇野市情報公開条例の趣旨に則った適切な運用をするよう要望する。

## 第2 異議申し立て等の経過

1 異議申立人は、平成23年2月7日、安曇野市情報公開条例（以下「本件条例」という。）第6条の規定により、増田建設産業有限会社にかかる「廃棄物処理施設の騒音調査に関する書類」の公文書の写しの交付を求める情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 安曇野市長（以下「実施機関」という。）は、同月17日、上記情報公開請求に対し、

- (1) 指導書、打合せ簿などの書類（騒音に関するもの）については、情報不  
存在決定を

(2) 測定日時、測定地点及び測定結果については、調査票中の個人名及びすべての書類中の法人名（増田建設産業有限会社を除く）を公開することができない部分として、情報部分公開決定を

行い、同日異議申立人に通知した。（22廃対Aア-16第5号）

3 異議申立人は、同年4月18日、同月17日付の異議申立書によって、実施機関に対し、前項(2)記載の、情報部分公開決定（以下「本件決定」という。）に対し、これを不服として、異議申立を行った。

なお、前項(1)の、情報不存決定に対しては、異議申立はされていない。

### 第3 異議申立人の主張の要旨

#### 1 実施機関の部分公開決定について

本件条例第7条3号には、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。」との規定があるところ、本件公開請求は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために行ったものであり、部分公開決定は本件条例第7条3号に反する。

#### 2 実施機関が原本と異なる文書を公開した点について

(1) 異議申立人が、本件異議申立にかかる情報公開請求をする以前に行った、別の情報公開請求によって公開された文書のうち、「安曇野市環境（騒音、臭気等）調査結果」（平成21年5月分乃至平成22年5月分）及び「調査票」（平成21年5月13日乃至平成22年6月17日分）には、いずれも書面の下段に、「この測定については、監視目的とした測定であって、測定評価等に測定基準に適合しない部分もあり、また講習会等を受講した者が行っているわけでもなく、あくまでも参考値となります。」との記載（以下

「本件記載」という。)がされていた。

(2) 本件決定に基づき、本件実施機関が部分公開を行った文書のうち、「安曇野市環境（騒音、臭気等）調査結果」（平成22年6月分乃至平成23年1月分）及び「調査票」（平成22年6月22日乃至平成23年1月31日分）については、本件記載がされていなかった。

(3) 上記のごとく、文書の写しが公開される都度、本件記載の有無が異なることは、公文書原本とは異なる文書の写しが公開されていることの表れであり、「当該公文書」の公開義務を定めた本件条例第7条に違反するもので、本件実施機関に対し、情報公開条例を適切に運用するよう求める。

また、公文書の写しと称し、公文書原本と異なる文書を公開したことから、調査結果の改竄の疑いがあり、安曇野市環境調査（騒音、臭気等）の調査結果自体の信憑性、信頼性を著しく失わせるものである。

従って、本件実施機関に対し、公文書の改竄を認め、現在保管されている当該公文書の原本の内容がどのようになっているかを調査し、その結果を文書で回答することを求める。

#### 第4 本件実施機関の主張の要旨

##### 1 部分公開とした点について

(1) 「調査票」中の個人名については、個人に関する情報に該当するとして、本件条例第7条2号により、非公開とした。

(2) すべての文書中の増田建設産業有限会社を除く法人名については、公開することによって当該法人に不利益を与えることが明らかであると認められるものに該当するとして、本件条例第7条3号により、非公開とした。

##### 2 原本と異なる文書を公開した点について

(1) 実施機関において保管する「安曇野市環境（騒音、臭気等）調査結果」及び平成22年6月17日以前の「調査票」の原本には、本件記載がない。

(2) 実施機関において、原本には本件記載がないのに、本件記載がされた文

書を、当該公文書の写しとして異議申立人に交付したことは認める。

上記のとおり、原本には本件記載がなかったが、調査票等を見た人の理解の助けになると考え、説明、解説の意図で、本件記載をした紙片を、公文書の下段余白部分に貼付して、これを複写したものを、公文書の写しとして交付した。

- (3) 実施機関は、平成22年6月22日以降の調査票について、本件記載と同一の文言を、調査票自体に不動文字で記載するよう、調査票の書式を改定した。(従って、同日以降の調査票については、公文書原本に本件記載がされていることになる。)
- (4) よって、実施機関が異議申立人に交付した文書のうち、
  - ア 平成22年6月21日に交付した文書(平成22年6月10日の調査票)
  - イ 平成22年6月29日に交付した文書(平成21年5月乃至平成22年5月分「安曇野市環境(騒音、臭気等)調査結果」及び平成21年5月13日乃至平成22年6月17日の「調査票」)については、原本と異なる文書であった。
- (5) 実施機関は、平成23年2月17日、本件決定に基づき、本件決定にかかる文書を異議申立人に交付した際、同人からの指摘により、前号記載の文書に、原本にはない本件記載がされている点が、情報公開制度の趣旨等に反する不適切な行為であることを認識するに至った。
- (6) そこで、実施機関は、(4)号記載の文書につき、改めて原本と同一の写し(本件記載のないもの)を作成して、同年2月21日、異議申立人に交付した。
- (7) なお、本件異議申立てにかかる情報公開請求によって、申立人に交付された文書については、原本と異なる箇所はない。

## 第5 審査会の判断理由

## 1 実施機関の部分公開決定について

当審査会の調査によって、実施機関において、本件決定に基づき、公開することができない部分として、非公開（黒塗り）にした部分は、いずれも個人の名称、法人の名称及び事業を営む個人が当該事業に関し用いている名称（個人または法人を特定しうる略称を含む、以下同じ。）が記載された部分であることが認められる。

そこで、当該非公開部分が、本条例7条所定の非公開情報に該当するかどうかを検討する。

### (1) 個人の名称について

ア 本条例7条2号本文によれば、個人に関する情報（個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは非公開情報とされるが、この場合でも、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報については、非公開情報とはされない(同号ただし書きイ)。

イ 本件決定において個人の名称であることを理由に、非公開とされた部分は、以下の4か所である。

(ア) 「増田建設産業安曇野市環境調査(騒音、臭気等)結果、測定結果  
22年10月」の非公開部分のうち、8日備考欄の非公開部分

(イ) 平成22年10月8日の「調査票」につき非公開とした部分

(ウ) 平成22年10月29日の「調査票」につき非公開とした部分

(エ) 平成23年1月31日の「調査票」につき非公開とした部分の内、  
「指導内容・その他」の欄の非公開部分

ウ 上記の4か所のうち、(エ)の部分は、調査対象者である増田建設産業  
有限会社(以下「調査対象者」という。)の代表者の姓が記載されている  
部分であり、「法人…の役員に関する情報」として、そもそも非公開情

報には該当しない。

よって、この部分を非公開とした本件決定は妥当ではない。

エ 一方、上記(ア)乃至(ウ)の部分は、いずれも個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当すると認められる。

そこで、さらに、これらが「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当するかどうか、検討する。

(ア) ある情報につき、それが「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当する場合とは、人の生命、健康等の利益保護を図る上で当該情報を公開する必要性が、これを公開しないことによる個人または法人等の権利利益保護の必要性を上回る場合を指すと考えられる。

(イ) この点、上記(ア)及び(イ)の部分は、平成22年10月8日の測定時に、調査員が調査対象者以外の第三者から、調査内容にかかわる事項につき、苦情等の申出を受けた場合の、当該第三者の名称が記載された部分である。

本件の情報公開請求の対象となった情報は、調査対象者の発する騒音、臭気等の測定結果を記載した書面であるところ、その調査中に、第三者から調査対象者に対する苦情等の申立てがあった場合には、そのような苦情の申立てがあった事実、及びその苦情等の内容さえ公開すれば、人の生命、健康等の利益保護を図るための情報公開としては、必要十分と認められ、苦情を申立てた主体が誰であるかについては必要性の高い情報とはいえない。

一方、苦情等を申し出た者は、自己の名称等が公文書の一部として公開されることを前提に発言をしているわけではない。にもかかわらず、後日その名称等が明らかとなれば、その申出内容が明らかとなっていることと相まって、当該個人のプライバシー権等の権利

を現実に侵害するとともに、将来同様の申出を行うこと躊躇させるなど、将来の権利行使に対する萎縮的效果をもたらす結果となる。

そうすると、上記(ア)及び(イ)の部分は、人の生命、健康等の利益保護を図る上で、これを公開する必要性が、これを公開しないことによる個人の権利利益保護の必要性を上回るとはいえない。

よって、この点を非公開としたことは、妥当である。

(ウ) 次に、上記(ウ)の非公開部分は、調査者が調査測定を行った場所を示すために、そこに居宅を構える個人名を記載した部分である。

騒音、臭気等の測定結果を公開するにあたって、調査測定地点と、騒音、臭気等の発生源からの距離を示す情報は、調査票記載の数値等と相まって、騒音、臭気等の程度を知る上で、重要かつ根本的情報である。

しかしながら、上記(ウ)の部分については、「増田建設より、さらに西へ200～300m上がった所で測定」との記載が公開されているから、調査測定地点と、騒音、臭気等の発生源からの距離を示す情報の公開として十分であると認められ、調査地点に居を構える個人名を公開する必要性は低い。

一方、個人が日常生活を送る住居に関する情報は、個人のプライバシー権の根幹を成す重要な情報であり、その保護の必要性は、極めて高いといえる。

そうすると、上記(ウ)の部分については、人の生命、健康等の利益保護を図る上で、これを公開する必要性が、これを公開しないことによる個人の権利利益保護の必要性を上回るとはいえない。

よって、この点を非公開としたことは、妥当である。

オ 従って、個人名については、調査対象者代表者の姓を記載した部分については公開すべきであるが、その余の部分については非公開とした本件決定が妥当である。

(2) 法人の名称および事業を営む個人が当該事業に関し用いている名称について

ア 本件条例7条3号本文によれば、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人に不利益を与えることが明らかであると認められるものについては、非公開情報とされる。

イ 本件決定において非公開とされた、法人の名称および事業を営む個人が当該事業に関し用いている名称の部分は、いずれも法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報には該当するものの、その記載内容からして、これを公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人に不利益を与えることが明らかであるとは認められない。

ウ よって、法人の名称および事業を営む個人が当該事業に関し用いている名称の部分については、これを非公開としたことは妥当とはいえない。

(3) 以上より、実施機関の部分公開決定については、審査会の結論1記載のとおり答申する。

## 2 実施機関が原本と異なる文書を公開した点について

(1) まず、当審査会は、情報公開制度との関係では、本件条例12条の規定によって実施機関が行った、情報公開、非公開の決定に対する不服申立てについての調査審議の権限を有するのみである（本件条例20条1項）。

なお、当審査会は、上記不服申立てについての調査審議の権限のほかに、情報公開制度に関する重要事項について調査審議する権限をも有する（本件条例20条2項）が、これは、情報公開制度の見直しや制度の改善等、情報公開制度全般に関する事項に関する調査審議を行う権限であって、個別具体的な不服申立てとの関係において、当審査会に付与された権限ではない。

以上の、当審査会に付与された権限との関係で、申立人の主張を検討する。

- (2) 実施機関が原本と異なる文書を公開した点に関する、異議申立人の主張の要旨は、

ア 公文書原本とは異なる文書の写しが公開されたことは、「当該公文書」の公開義務を定めた本件条例第7条に違反するから、実施機関が情報公開条例を適切に運用するよう求める。

イ 公文書の写しと偽り、公文書原本と異なる文書を公開したことから、調査結果の改竄の疑いがあり、安曇野市環境調査（騒音、臭気等）の調査結果自体の信憑性、信頼性を著しく失わせるものである。

ウ 従って、実施機関に対し、公文書の改竄を認め、現在保管されている当該公文書の原本の内容がどのようになっているかを調査し、その結果を文書で回答することを求める。

というものである。

- (3) 当審査会の権限は、上記のとおりであるところ、実施機関に対し、情報公開制度をどのように運用すべきかについて具体的な提言、答申を行う権限を、当審査会は有しない。

また、当審査会は、実施機関が行う各種調査の調査結果が信頼に足りるものか否かを、調査審議する権限も有しない。

さらに、当審査会は、実施機関が公文書の改竄を認めるべきかどうか、現在保管されている当該公文書の原本の内容がどのようになっているかについて調査を行うべきかどうか、及び調査結果を文書で異議申立人に回答すべきかどうか、といった事柄につき、調査審議する権限を有しない。

- (4) 従って、実施機関が原本と異なる文書を公開した点について、当審査会は、答申すべき事項がない。

- (5) なお、実施機関が当審査会に対して行った説明によれば、実施機関から異議申立人に対し、本件異議申立てにかかる情報公開請求以前に行われた

情報公開請求に際して、公文書原本とは異なる文書の写しが公開されたことは、争いがない事実である。

そうすると、たとえ実施機関において、文書改竄、変造の意図はなく、公開された文書を見た人の理解の助けにすべく、説明、解説の意図で原本にない記載を付け加えたのだとしても、上記行為が、非公開決定がされた部分を除き、公文書の原本をそのまま記載すべきことを定めた条例の趣旨に反する行為といわざるを得ない。

また、実施機関は、本件異議申立前に、異議申立人に対し、原本と同一の写し（本件記載のないもの）を交付し直しているが、これによっても、公文書原本とは異なる文書の写しを公開した行為自体の不適切性が払拭されるものではない。

従って、当審査会は、実施機関に対し、今後、情報公開制度の運用にあたり、本件条例の趣旨に則った適切な運用をするよう要望するものである。

(6) 以上より、実施機関が原本と異なる文書を公開した点については、当審査会は具体的な答申は行わないものの、実施機関に対し、審査会の結論記載のとおり、要望することとする。

## 第6 審査経過

- 1 平成23年5月27日 情報公開審査諮問書（23廃対Aア-16第1号）  
受理
- 2 同年7月12日 口頭意見陳述、実施機関の理由説明、審議
- 3 同年9月2日 審議終結

以上